

登録教習機関の代表者の氏名等変更のウェブサイト掲載について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第47条の2の規定により代表者の氏名変更の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び登録省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり掲載する。

記

登録教習機関の名称 一般社団法人日本クレーン協会

登録教習機関の住所 東京都江東区新木場一丁目11番7号

代表者職氏名 変更前 会長 森下 信
変更後 会長 曄道 佳明

技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

名称 一般社団法人日本クレーン協会 香川支部
住所 香川県高松市郷東町436番地3 香川労働基準会館2階

変更年月日

代表者氏名の変更 令和8年6月22日

技能講習の業務の範囲

玉掛け技能講習
小型移動式クレーン運転技能講習
床上操作式クレーン運転技能講習

令和8年9月14日

香 川 労 働 局 長